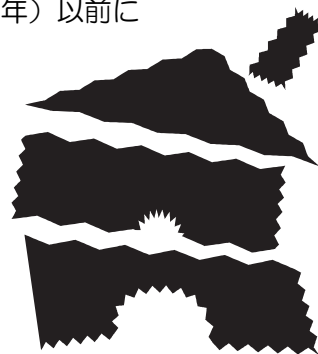


地震

最近の大きな地震では、耐震性能が低いことが原因で、昭和56年（1981年）以前に建てられた木造住宅の多くに被害が集中しています。



大丈夫ですか？

耐震診断費・耐震改修工事費等の補助のお知らせ

（対象となる住宅：昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅）

1 まずは 耐震診断

受付窓口 (一社) 富山県建築士事務所協会

TEL 076-442-1135

※ 直接お申込み下さい

(一社)富山県建築士事務所協会を通さず耐震診断をされる場合は、補助対象外となります。

富山県木造住宅耐震診断支援事業
耐震診断費用の90%を県が負担します。
申込者の負担額

設計図面がある場合：280㎡以下は2千円
280㎡を超えると3千円

設計図面がない場合：280㎡以下は4千円
280㎡を超えると6千円

2 つぎに 耐震改修工事

受付窓口 射水市都市整備部建築住宅課
(大島分庁舎2階)

TEL 0766-51-6683

耐震診断が終わり、耐震改修工事が必要な場合にお申込み下さい。
(対象工事は裏面参照)

射水市木造住宅耐震改修等支援事業
木造住宅の耐震化工事に係る費用の
最大140万円までを補助します。

耐震工事費：上限120万円（補助率4/5）
耐震設計費：上限20万円（補助率2/3）

3 あわせて リフォーム工事

受付窓口 射水市都市整備部建築住宅課
(大島分庁舎2階)

TEL 0766-51-6683

耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事の補助ですので、「2」とあわせて申込み下さい。

射水市木造住宅リフォーム支援事業

リフォーム費用の**最大30万円**までを補助します。

2 と 3 申込みの際の留意点

- 工事施工業者と契約する前に、建築住宅課にご相談に下さい。
- **工事着工日(契約日)前**に申請が必要です。
- 申請される年度の**2月初旬までに工事を完了し、実績報告をする必要があります。**
- 年度ごとの予算の範囲内において申込みを受付けます。
- 補助金の代理受領制度が活用出来ます。
詳しくは裏面に記載してあります。

補助要件

【対象となる住宅】下記の要件をすべて満たす住宅

- ① 木造の一戸建て、2階建て以下のもの
- ② 昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの
- ③ 在来軸組工法によるもの

【補助対象者】下記の要件をすべて満たす者

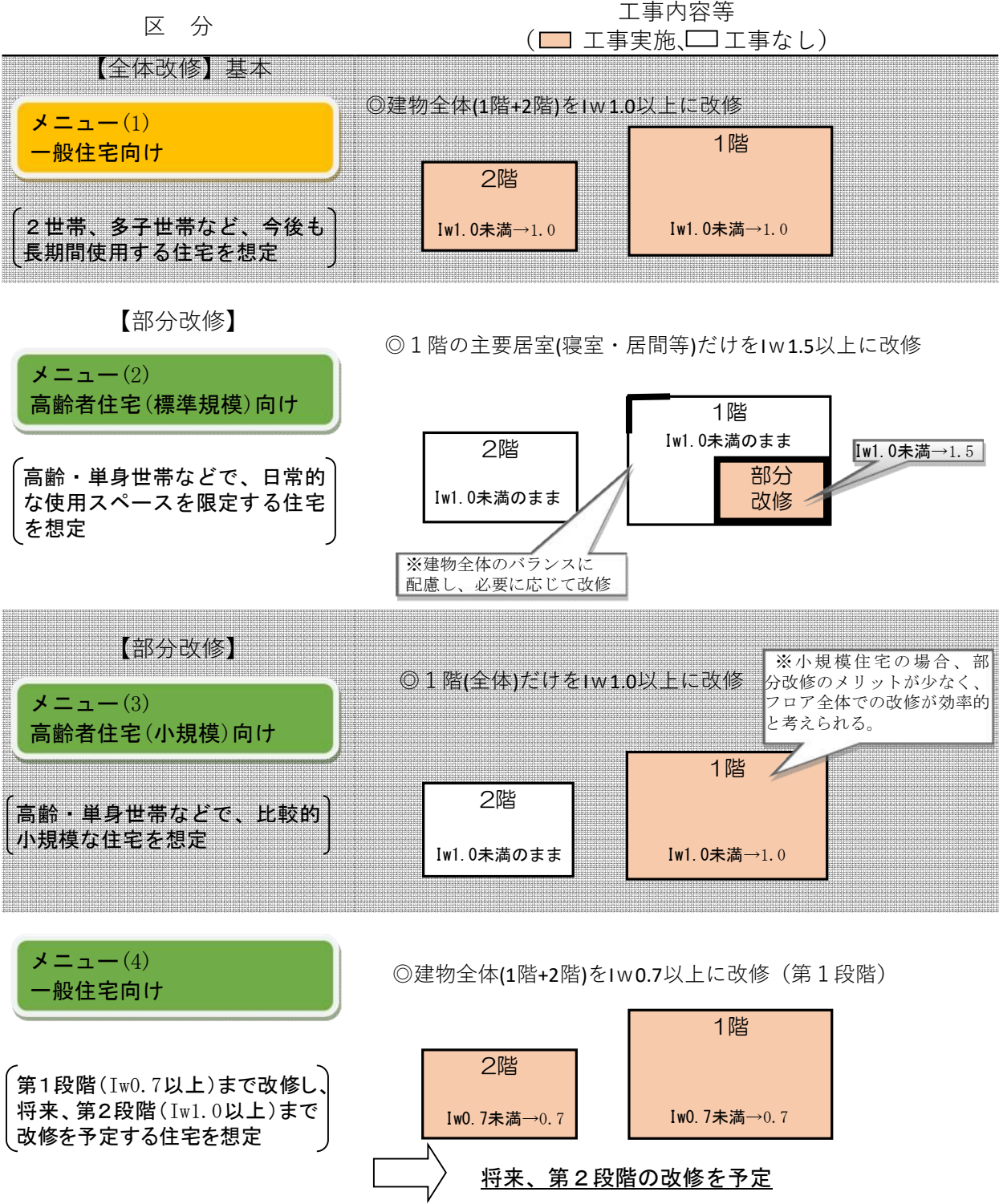
- ① 市内に住宅を所有（居住）している者
- ② 市税の滞納がない者

【対象となる経費】

住宅の耐震化のための計画の策定、耐震改修及びリフォーム（耐震工事と同時に施工する屋根、外壁及び室内リフォーム、バリアフリー工事等）に要する費用

《対象となる改修工事》

耐震診断で、構造評点Iw(※)が1.0未満と診断された住宅を耐震改修する工事です。



◆代理受領制度

申請者は工事施工者に補助金を代理で受け取ることを委任する代わりに、改修工事全体の金額から補助金額を差し引いた分のみを負担する制度です。

申請者は工事費と補助金との差額のみを工事業者に支払うことになり、当初の費用負担を軽減することができます。